

到津の森公園  
レストランにおける軽飲食店舗  
運営事業者  
募集要項

令和6年12月

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

## 応募提案要領

事業主体：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

下記の記載内容についてご確認のうえ、応募提案を行ってください。

1. 事業名：到津の森公園におけるレストランにおける軽飲食店舗運営事業者募集
2. 事業実施場所：到津の森公園 <https://www.itozu-zoo.jp/>  
〒808-0845 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8  
TEL(093)651-1895 FAX(093)651-1917
3. 事業の範囲：
  - (1)店舗営業実施・運営管理
  - (2)飲食販売事業に関する所管保健所等への申請及び諸保険への加入
  - (3)その他上記レストランにおける軽飲食等店舗事業に関わる一切の業務
4. 募集に関わる条件等
  - (1)到津の森公園の開園日は営業すること。
  - (2)公園内設置環境にふさわしいPOP等演出・配慮を行った店舗であること。
  - (3)使用する食器等の容器は、破損時に危険性の少ないもの(紙製やプラスチック製)であること。
  - (4)店舗営業を行うにあたって、公共施設であることを認識し、良心的で安定したサービスの提供及び来園者への配慮に努めること。
  - (5)出店者の責任による事故(火災・食中毒など)の発生については、一切の責任を出店者が負うものとする。
  - (6)暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。※関係者であることが判明した場合選考対象外となります。また、最終選考の際には必要な官公庁へ照会を行います。
5. 事業期間：

令和7年6月4日から令和8年3月31日までとします。なお、当協会・受託者双方より1か月前までに契約解除の申し出がない場合は、契約期間は令和8年4月1日より令和10年3月31日まで1年毎に更新されるものとします。

ただし、当協会が到津の森公園（以下「当公園」という。）の指定管理者でなくなったとき、または北九州市から本件物販施設について設置管理許可の取り消し等を受けたときは、契約期間は当然終了するものとし、当協会は、かかる契約終了から生じる損害について、一切責任を負わないものとします。

なお、店舗営業については、事業開始日より準備を開始し、開店準備が整い次第可及的速やかに営業を開始するものとします。
6. 応募申請について  
申請については、以下の書類を作成し、期日までに提出してください。
  - (1)書式2 応募申込書兼誓約書

- (2) 書式3 企画提案書
  - ①提供メニュー
  - ②レストラン営業使用料率
  - ③営業予定時間
  - ④実施運営体制
  - ⑤レストラン運営演出及びその他企画提案書
- (3) 書式4 会社概要届出書
- (4) 書式5 レストラン事業・業務実績

7. 募集要項に関する質疑について

- (1) 受付期間：説明会開催日より令和7年1月20日(月)午後5時までに必着
- (2) 質疑要領：添付した書式-1質疑申込書により、特別な事情のある場合を除いて原則Eメールにて送信を行ってください。ただし、受信確認の設定を行ってください。
- (3) 回答要領：随時取りまとめ、Eメール等の送信で回答を行ないます。
- (4) 質問宛先：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園  
電 話：093-651-1895 ファクシミリ：093-651-1917  
Eメールアドレス：[itozu@kpfmmf.jp](mailto:itozu@kpfmmf.jp)  
担 当：松原・平野

8. 日程

- (ア) 説明会参加締め切り:令和7年1月8日(水)
- (イ) 現地説明会及び見学会:令和7年1月9日(木)
- (ウ) 質問受付:令和7年1月9日(木)～令和7年1月20日(月)
- (エ) 応募書類の締め切り:令和7年2月13日(木)

## 1. 募集事業の概要

### (1) 目的

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会(以下「当協会」という。 )は、令和7年4月より3カ年間の管理運営を行う指定管理者として決定しております。つきましては、当該施設における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高めることを目的とするレストランにおける飲食の販売(以下、レストラン運営事業という)事業者を募集します。

レストラン運営事業とは、当該施設内において、レストランによる飲食の販売・売上金の回収・商品の供給、釣銭の準備を含む運営・管理を一括して行うものとし、設置料相当額としてレストランにおける商品売上に対して、適正な販売設置料を当協会へ支払うものとし、

つきましては、この事業を円滑に且つ継続的に行うため、当協会を事業主体とし、当公園内レストランにおける飲食店舗運営事業者を募集いたします。

### (2) 事業名称

レストランにおける飲食店舗運営事業者募集

### (3) 事業主体

公益財団法人 北九州市どうぶつ公園協会

住 所:北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電 話:093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

### (4) レストランの概要

店舗設置場所 :園内図参照

営業予定日 :別紙1 令和7年度到津の森公園休園日カレンダー参照

営業時間 :到津の森公園営業時間である9:00から17:00(営業時間変更時はそれに準ずる)までの間とします。ただし、車の搬入は開園時間の15分前まで、搬出はゲストクリア後に行ってください。

## 2. レストランにおける軽飲食店舗運営事業者募集

### (1) レストラン運営事業内容

当協会が管理運営を行う到津の森公園内のレストランにおいて、その売上管理・商品提供を含む運営・管理・清掃・保守等々を一括して行うものとし、

また、本件事業において、単独法人での実施が難しいと判断される場合、複数法人による共同事業体(JV)での実施を可能とします。JV の場合は、代表幹事会社を定めたJV 協定書を取り交わし、業務の分担範囲、責任の所在等を明らかにしたうえで、応募を行うものとし、

なお、提案者は本事業の提案内容に関して、到津の森公園におけるレストラン事業の果たすべき役割と来園者ニーズ等々を総合的に判断し、提案を行うものとし、

### (2) 契約期間

令和7年6月4日から令和8年3月31日までとします。なお、当協会・受託者双方より1か月前までに契約解除の申し出がない場合は、契約期間は令和8年4月1日より令和10年3月31日まで1年毎に更新されるものとし、

### (3) 営業開始までのスケジュール

令和7年6月4日(水)より開店準備を行えるものとし、開店準備が整い次第可及的速やかに営業を開始するものとし、

(4) 販売メニュー

動物園らしい動物をモチーフにしたメニュー及び来園者構成の特性、嗜好、利便性の需要等々の多様性を予測し、可能な限りそれに応える工夫をしたメニューをご提案ください。

(5) 本業務の営業使用料およびその料率について

営業使用料は、販売価格総額表示額(消費税込み)に乗ずる料率(%)によって算出するものとします。設置事業者は、販売実績等の営業報告を行い、当協会の承認を得た上でこれに基づいて、営業使用料を算出するものとします。従って、本件の応募に際しては、本事業の「健全な営業目論見」をご立案頂き、適切な営業使用料率(%)を、必ずご提案ください。

「健全な営業目論見」とは、当該施設における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高める目的に寄与するために、継続的に行うことが十分可能であることを必須とし、過当競争等により、本件飲食施設運営事業者の不適切な負担や損失、あるいは、結果的に社会的な不利益をもたらすおそれの無いものとしてご理解ください。

また、レストランの消費光熱水費は、別途徴収いたします。

(6) 営業時間等について

別紙1 令和7年度到津の森公園休園日カレンダーを参考に、年間営業時間等を作成してください。

【令和5年度 来園者数月毎来園者数内訳】

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月間入園者(人)	46,204	56,552	20,409	13,524	44,906	23,365
1日最大入園者(人)	5,019	6,971	2,849	1,851	6,934	3,248

令和5年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間入園者(人)	40,552	34,296	31,053	19,019	24,475	38,311	392,666
1日最大入園者(人)	3,444	3,843	5,755	2,846	3,646	8,128	

### 3.費用負担及び作業区分

	項目	区分	(公財)北九州市どうぶつ公園協会	レストラン運営事業者
1	内装工事等	作業区分		○
		費用区分		○
2	厨房機器・什器備品等の設置	作業区分		○
		費用区分		○
4	レストランでの営業に伴う水道・電力使用料金	作業区分		○
		費用区分		○
5	保全補修・清掃(床清掃、消毒当を含む)・発生ごみの回収	作業区分		○
		費用区分		○
6	商品及び釣り銭の補充、売上金の回収	作業区分		○
		費用区分		○
7	盗難・事故保険等への加入	作業区分		○
		費用区分		○

#### 4.応募書類の提出及び取り扱い

##### (1)応募書類等の提出期限および提出先

提出期限:令和7年2月13日(木) 午後5時必着

(ご持参ください。郵送・宅配便等は不可とします。)

提出先 :公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

住 所 :福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電 話 :093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

Eメールアドレス : itozu@kpfnmf.jp 担 当: 松原・平野

##### (2)応募書類等の取扱い

###### ①秘密の保持

当協会は、応募によって知り得た事項については、本募集事業以外の目的に使用することは無く、他に漏洩しないようその取扱いを厳守します。

###### ②提出書類等の取扱い

一切返却しないものとします。

##### (3)募集・応募・選定スケジュール

###### 選定までのスケジュール (予定)

項 目	期日又は期間
① 公募のお知らせ	令和6年12月23日(月)
② 説明会申込締め切り	令和7年1月8日(水)
③ 現地説明会及び見学会	令和7年1月9日(木)
④ 公募内容に関する質問の受付期間	令和7年1月9日(木)～令和7年1月20日(月)
⑤ 質問への回答	令和7年1月30日(木)
⑥ 応募書類の締め切り	令和7年2月13日(木)
⑦ 審査(書類審査)	令和7年2月中旬
⑧ 受託者の決定及び選定結果の通知・公表	令和7年3月上旬

#### 5.選定方法

以下の各事項に対して、ご応募内容を総合的に評価・審査の上、選定させていただきます。

1. メニューのオリジナル性
2. 取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価
3. レストランにおける営業使用料率の妥当性;販売価格に対するの料率(%)
4. レストランの演出協力度合い及び付属機器・備品の構成
5. レストランにおける運営・管理体制、繁忙期対策、事故・苦情への対応体制
6. 営業時間
7. 本店所在地(法人税等の納税先)
8. レストランの運営事業の実績

## 9. 特別評価・特記事項

【評価配点及び配点比率の基準】:上記項目に関する配点及び配点比率の基準は以下のとおりです。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
評価項目	商品開発 (動物園らしいメニューの開発等)	取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価	レストランにおける営業使用料率の妥当性(販売価格に対しての料率(%))	レストランの演出協力度合い及び付属機器・備品の構成	レストランにおける運営・管理体制、繁忙期対策、事故・苦情への対応体制	営業時間	本店所在地(法人税等の納税先)	レストラン運営事業の実績	特別評価・特記事項	
配点比率	20%	16%	16%	12%	12%	12%	4%	4%	4%	100%

【配点】: ○優れている : 10 ○やや優れている : 7 ○条件を満たしている : 5

○やや劣る : -1 ○劣る : -5 ○著しく劣る : -7

評価ポイントは、上記の六段階評価による配点に各項目の配点比率を乗じて算出します。(評価ポイント=配点×配点比率)

ご提案内容が諸条件に満たない、あるいは著しく劣ると判断した場合、マイナス評価ポイントとなります。

## 6. 質疑及び応募手続き

### (1) 質疑応答

質疑がある場合は、所定の質疑申込書(書式-1)により質疑趣旨を簡潔にまとめ、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園まで特別な事情がない限りEメールにてお送りください。

質疑受付期間 : 令和7年1月9日(木)より令和7年1月20日(月)午後5時まで

質疑申し込み先 : 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 到津の森公園

住所 : 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

電話 : 093-651-1895 ファクシミリ : 093-651-1917

Eメールアドレス : itozu@kpfmmf.jp 担当:松原・平野

回答は順次取りまとめ、Eメールにて返信します。

なお、この回答は、募集要項の補足追加事項としてお取り扱いください。

### (2) 提出書類

下記の各書類に必要事項を記載のうえ、原本1通・複写4通、計5通を提出ください。

- ① 応募申込書兼誓約書及び付属書類(書式-1~5)※添付書式は複写の上お使いください。
- ② 過去3期にわたる納税証明書及び決算報告書
- ③ 業務提携・JVによる応募の場合は、それを証する文書

### (3) 提出内容の変更

応募申込書類提出後の記載内容変更は、商品改廃による商品の変更、諸税・販売価格・商品名の変更のみとします。

この場合、文書によって当協会 到津の森公園に届け出を行い、協議のうえ承認を受けるものとします。

### (4) 応募の取り消し

書類提出後、下記の項目が明らかになった時点で、応募者との協議の結果、応募を取り消す時があります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ③暴力団もしくは暴力団員と密接な関係があると判明した場合
- ④会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがなされたとき、その他著しい経営不振の状況に陥ったと認められる場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

## 7.事業契約条件

### (1) 販売商品の制限

以下の項目に注意し、販売商品の構成等をご配慮ください。

- ①動物園らしい動物をモチーフにしたメニューの導入や季節及び来園者特性に対応した販売商品・販売方式及び販売機会を逃さない適正な商品の選定等々、十分に配慮した企画の立案を行ってください。
- ②販売するメニュー及び価格については、あらかじめ事業主体の承認(改定時も含む)を必要とし、来園者の特性、嗜好、需要等の多様性を予測し可能な限りそれに応える工夫を行ってください。

### (2) 実施体制

- ①従業員は、公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行ってください。
- ②利用者からの要望、クレームに対しては誠意を持って対応し、重要な内容とその対応状況は、当協会に対して報告を必須とします。
- ③当協会が実施する企画事業やイベント、災害や動物逃亡時における協力など、施設運営に協力することとします。

### (3) 設備等

- ①レストラン運営に必要な厨房機器、什器備品、消耗品等はすべて事業者負担となります。
- ②看板類の設置、設備工事等はあらかじめ当協会と協議し、承認を得てから行ってください。

### (4) レストランにおける営業使用料率

応募申込書にてご提案ください。

### (5) レストランの演出等

- ①レストランの演出・表現内容は、到津の森公園の性格上、その品性を妨げないものとし、当協会の事業方針に合致しないもの、公の秩序風俗に反するもの等は、お断りします。
- ②レストランの演出費用の負担については、レストラン運営事業者の負担で行うものとします。
- ③通路上に看板や案内板を設置する場合は当協会に事前に協議し、承認を得ることとします。

### (6) 再委託の禁止

事業者は契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡、貸与、委託、請負、承継、その他名目の如何を問わず第三者に遂行させてはならないものとします。

### (7) レストラン営業に伴う光熱水費の負担

光熱水費は、別途定める算出方法によってレストラン運営事業者の負担とします。

- ⑧販売商品は、レストラン運営事業者の管理の下とし、販売した商品に関する以下の事項に従事するものとし、苦情・トラブル等への対応は、レストラン運営事業者の責任と費用の負担によってその一切の処理解決を行うものとします。

- ①販売した商品に関する全ての保全補修・清掃・発生ごみの回収
- ②商品及び釣り銭の補充、売上金の回収
- ③盗難・事故保険等への加入

(別紙1)R7年度到津の森公園休園日カレンダー

## 到津の森公園 令和7年度版 休園日カレンダー

日・祝祭日    
  休園    
  無料デー  
 夜間(21時まで)    
  夜間(19時まで)    
 お正月特別営業(10:00~17:00)

令和7年

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				